【 資 料 ４ 】

衛生委員会活性化の手引き

北海道教育庁教育職員局福利課

平成２８年６月

目　　次

衛生委員会

〇衛生委員会設置の役割・根拠
（１）衛生委員会の設置
（２）委員の選任
（３）衛生委員会の所掌事項

〇衛生委員会の進め方
（１）年間活動計画の作成
（２）開催日の決定
（３）委員会の議事進行
（４）委員会終了後の事務処理

〇その他
（１）参考例～衛生委員会名簿
（２）参考例～衛生委員会年間活動計画
（３）参考例～議事録１
（４）参考例～議事録２
（５）参考例～議事録３

産業医・健康管理医

〇産業医の要件
〇産業医の職務
〇健康管理医の職務

実践事例

※　今後、取組事例等の情報収集等を行い、追録予定

衛生委員会

労働安全衛生法では、常時５０人以上の労働者を使用する事業場に対して、衛生委員会の設置を義務づけています（労働安全衛生法第18条）。また、常時５０人未満の労働者を使用する事業場で衛生委員会を設置していない場合は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けることとされており（労働安全衛生規則第23条の２）、職員５０人未満の学校については、職員５０人以上の学校に準じて衛生委員会又は衛生部会等を設置することが望ましいとされています（北海道立学校職員安全衛生管理規程運用方針１０(４)）。

衛生委員会は、学校職場全体が協力し合って、当該学校における職員の危険又は健康障害の防止や健康増進、安全衛生に係る事項等を調査審議する貴重な場です（北海道立学校職員安全衛生管理規程運用方針１０(２)）。

そのため、教職員が学校の安全や衛生等に十分関心をもち、率直な意見を出し合うことが必要です。そして、その意見が、学校長が行う安全衛生管理に反映されなければなりません。調査審議に時間を要する内容もあると考えられますが、開催時間や結果報告等のあり方を工夫するなどして、学校の特性を踏まえた衛生委員会を開催してください。

また、職員の異動等で衛生委員会の調査審議事項が中断したり、反故（ほご）になったりすることのないよう、議事録を作成してください。

○衛生委員会設置の根拠・役割

（１）衛生委員会の設置（北海道立学校職員安全衛生管理規程第13条）

学校には、別表第３に定める基準に基づき、職員の安全衛生に関する事項を調査審議し、道立学校総括安全衛生責任者（北海道教育庁教育職員監）に意見を述べさせるため衛生委員会を置く。

・別表第３（第13条関係）

衛生委員会設置基準

区分	衛生委員会の設置
職員50人未満の学校	任意設置
職員50人以上1,000人未満の学校	義務設置

※　全道立学校で衛生委員会を設置済み（職員50人未満の学校を含む）

衛生委員会は、原則として月１回以上開催（北海道立学校職員安全衛生管理規程運用方針13(1)）することになっていますので、例えば、学校保健委員会前後、職員会議前後など特定の時間を活用するなど、時間設定を工夫して開催してください。

職員の安全と健康を保持増進させるためには、衛生管理者等の委員だけでなく全職員の理解や協力が必要です。衛生委員会での調査審議した内容については、全職員に周知しましょう。

（２）委員の選任（北海道立学校職員安全衛生管理規程第15条）

衛生委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

① 総括管理者（校長、副校長又は教頭の職にある者）

② 産業医

③ 衛生管理者（職員５０人未満の学校においては、衛生推進者）

④ 職員で、安全又は衛生に関し、経験を有する者のうちから校長が指名した者

２　前項第１号の委員以外の委員の半数については、職員の過半数で組織する職員団体があるときは、その職員団体の推薦に基づき、また、職員の過半数で組織する職員団体がないときは、職員の過半数を代表する者の推薦に基づき、校長が指名するものとする。

※　委員の構成は、最低５名必要であるが、各学校の実態を踏まえて、構成人員を定めることとし、奇数の委員数で構成する（北海道立学校職員安全衛生管理規程運用方針１２）。

なお、衛生委員会の委員長は、総括管理者をもって充てます（北海道立学校職員安全衛生管理規程第１７条）。

衛生管理者は、衛生管理者免許取得者、「保健体育」の中学・高校教諭、養護教諭等から選任します（北海道立学校職員安全衛生管理規程第10条第２項）。

なお、道教委では、「北海道立学校衛生管理者養成事業実施要項」を定め、衛生管理者の養成を行っております。

また、衛生推進者は、校長が次の者から選任してください（北海道立学校職員安全衛生管理規程運用方針９）。

ア　当該学校に勤務する職員で、大学又は高等専門学校を卒業し、その後１年以上衛生の実務に従事した経験を有する者

イ　当該学校に勤務する職員で、高等学校を卒業し、その後３年以上衛生の実務に従事した経験を有する者

ウ　当該学校に勤務する職員で、５年以上衛生の実務に従事した経験を有する者

（３）衛生委員会の所掌事項（北海道立学校職員安全衛生管理規程第14条）

委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

① 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

② 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

③ 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

④ 前３号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

・ 上記④の重要事項には、次の事項が含まれている（北海道立学校職員安全衛生管理規程運用方針11）。

ア　衛生に関する規定の作成に関すること。

イ　衛生教育の実施計画の作成に関すること。

ウ　作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。

エ　定期健康診断等の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること。

オ　職員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画に関すること。

○衛生委員会の進め方

（１）年間活動計画の作成

衛生委員会の構成員を選任後、先ずは活動の第一歩として、産業医の意見や教職員の要望を参考にし、年間活動計画を策定しましょう。年間活動計画には、職場の実態に沿ったテーマを設定してみてください。

職員の健康診断結果、メンタルヘルス対策への取組、過重労働対策、職員の死亡・疾病状況、公務災害など様々なテーマが考えられます。

なお、衛生管理者・衛生推進者の皆さんにとって過度の負担にならないように簡潔にまとめるのもポイントです。

（２）開催日の決定

活動計画に従って、開催予定日の１ヶ月前には委員の日程を確認しておく必要がありますが、まずは委員長の日程を確保した上で、関係者へ働きかけましょう。

また、産業医等の専門的な意見を求める事案等がある場合は、特に事前の日程調整が必要でしょう。

あらかじめ委員会開催日を毎月第３水曜日というように定例化することも有効かもしれません。

（３）委員会の議事進行

衛生委員会の議長は、委員長（総括管理者）が務めるものとします。

議事の進行は議長が行い、資料説明や質疑への対応、議事の記録は、あらかじめ担当を定めて行います。

また、活発な意見交換を行うためには、衛生管理者・衛生推進者が事前に議長と打ち合わせを行い、要点や問題点を確認した上で議事進行をしてもらうことが必要です。

なお、委員にも事前に資料を配布することによって、より効果的かつ円滑に議事を進めることができます。

（４）委員会終了後の事務処理

- 議事録を作成し、保存しましょう（保存期間は３年間。労働安全衛生規則第２３条第４項）。
- 委員会が重要な事項と判断した場合は、実態をしっかり調査した上で、道立学校総括安全衛生責任者に文書等を提出し、意見を述べましょう（北海道立学校職員安全衛生管理規程第14条第２項）。
- 改善結果や調査結果は、次回の衛生委員会で報告しましょう。
- 審議結果や提言等が職場において有効に反映されるよう、必ず全ての職員に対して周知 （例えば、「衛生委員会通信」を作成）し、衛生管理活動の活性化につなげましょう。

校長は管理監督者として、労働安全衛生法や学校保健安全法を遵守して職員の健康を守り、健康障害を未然に防ぐ責務があります。校長が、普段から職員の健康状態に十分配慮しないことにより当該職員が重大な健康障害に陥ったと認められるような場合には、安全配慮義務（労働者の生命・身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務）違反に問われることがあります。疲労や普段と違う様子が認められる場合は、相談や医療機関を受診するなどの指導や助言を適宜検討していただく必要があると考えます。

○その他

（１）参考例～衛生委員会名簿（校内掲示用）

衛生委員会は、学校職場全体が協力し合って、当該学校における職員の危険又は健康障害の防止や健康増進、安全衛生に係る事項等を調査審議する貴重な場です。

衛生委員会のメンバーを職員に周知するため、次を参考に校内に掲示するなどしてください。

《 参 考 例 》

平成○○年度　○○○○学校衛生委員会

職	氏 名 等	備　　考
総括管理者	△△　○○　○○	
産業医~~・健康管理医~~	○○病院 △△医　○○　○○	
衛生管理者~~・衛生推進者~~	△△　○○　○○	
委　員	△△　○○　○○	
委　員	△△　○○　○○	

（2）参考例～衛生委員会年間活動計画

《 参 考 例 》

平成〇〇年度　〇〇学校衛生委員会年間活動計画

【方針】 衛生委員会を月１回開催し、快適な職場環境実現を目指す。	
月	予　定　事　業
４月	衛生委員会の開催 衛生管理者、衛生推進者、衛生委員会構成委員の選任 前年度の健康診断（定期、人間ドック等）結果について 今年度の健康診断（定期、人間ドック等）について 特定健康診査及び特定保健指導の実施について 職員アンケート（メンタルヘルス対策、過重労働等）の実施について
５月	衛生委員会の開催 年間活動計画について メンタルヘルス・アクションプランの策定について
６月	衛生委員会の開催 食中毒防止等について 過重労働対策（長時間労働者への産業医面談制度の周知等）について
７月	衛生委員会の開催 ストレスチェック制度の実施方法等について メンタルヘルス対策に係る職場研修（講話、DVD活用等）の実施について 人間ドック等受診者決定状況等について
８月	衛生委員会の開催 健康診断（定期、人間ドック等）結果による健康相談の実施について
９月	衛生委員会の開催 レクリエーション等による職員の健康保持増進について
１０月	衛生委員会の開催 職場環境について 健康診断（定期、人間ドック等）結果に係る要精密検査等対象者に対する受診促進について 特定保健指導対象者への利用券の利用促進について
１１月	衛生委員会の開催 生活習慣病等の予防について 健康講話の実施について
１２月	衛生委員会の開催 インフルエンザ予防対策について
１月	衛生委員会の開催 公務災害について 職場環境について
２月	衛生委員会の開催 ストレスチェック制度の実施状況の点検・確認と改善事項について 職場環境整備（整理・整頓・廃棄・清掃等）について 過重労働対策（長時間労働者への産業医面談制度の周知等）について
３月	衛生委員会の開催 メンタルヘルス・アクションプランの取組結果について 年度末反省と次年度に向けた取り組みについて

（３）参考例～議事録１

《 参 考 例 》

校　長	議 長	委 員	委 員	委 員	委 員

第〇回〇〇学校衛生委員会　議事録

平成〇〇年〇〇月〇〇日開催

開催場所	〇〇室
開催時間	〇〇 時〇〇分　～　〇〇時〇〇分
出　席　者	議長、〇〇委員（産業医）、〇〇委員（衛生管理者）、〇〇委員、〇〇委員
欠　席　者	なし

議題：過重労働対策（長時間労働者への産業医面談制度の周知等）について

審議内容・決定事項等

- 部活動指導等により時間外勤務をしている職員が多い状況がみられ、長時間の業務により健康への悪影響が懸念される。
- 「北海道立学校の過重労働による健康障害防止対策要領」により、産業医面談制度について、所属職員へ周知する。

議題：メンタルヘルス対策に係る職場研修（講話、DVD活用等）の実施について

審議内容・決定事項等

- 教育局にあるメンタルヘルス対策に係るDVDを借用し研修会を実施する。
- 日時は、多くの職員に研修に参加してもらうため、生徒が午前中で下校する、〇月〇日の午後〇時から視聴覚教室で実施する。

【産業医からのアドバイス】

- 長時間勤務をしている職員は、現時点で体調が悪くない場合でも、今後〇〇など体調不良が生じる場合もあるので、是非、面談を申し出て欲しいと伝えて欲しい。

次回開催予定	平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時〇〇分から【会場は、〇〇教室】

（4）参考例～議事録２

《 参 考 例 》

校　長

議 長	委 員	委 員	委 員	委 員

第〇回〇〇学校衛生委員会　議事録

平成〇〇年〇〇月〇〇日開催

開催場所	〇〇室
開催時間	〇〇 時〇〇分　～　〇〇時〇〇分
出　席　者	議長、〇〇委員（産業医）、〇〇委員（衛生管理者）、〇〇委員、〇〇委員
欠　席　者	なし

議題：ストレスチェック制度の実施方法等について

審議内容・決定事項等

- ストレスチェック制度の実施通知に基づきストレスチェック制度の目的、実施体制、実施方法、情報の取扱い等について確認
- ストレスチェックの実施日程等について協議

議題：メンタルヘルス対策に係る職場研修（講話、DVD活用等）の実施について

審議内容・決定事項等

- 教育局にあるメンタルヘルス対策に係るDVDを借用し研修会を実施する。
- 日時は、多くの職員に研修に参加してもらうため、生徒が午前中で下校する、〇月〇日の午後〇時から視聴覚教室で実施する。

【産業医からのアドバイス】

- 教職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェック制度の取組は有用であることから、職員に対してしっかりと周知することが重要である。

次回開催予定	平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時〇〇分から【会場は、〇〇教室】

（5）参考例～議事録３

《 参 考 例 》

校　長	議 長	委 員	委 員	委 員	委 員

第〇回〇〇学校衛生委員会　議事録

平成〇〇年〇〇月〇〇日開催

開催場所	〇〇室
開催時間	〇〇 時〇〇分　～　〇〇時〇〇分
出　席　者	議長、〇〇委員（産業医）、〇〇委員（衛生管理者）、〇〇委員、〇〇委員
欠　席　者	なし

議題：過重労働対策（長時間労働者への産業医面談制度の周知等）について

審議内容・決定事項等

- 部活動指導等により時間外勤務をしている職員が多い状況がみられ、長時間の業務により健康への悪影響が懸念される。
- 「北海道立学校の過重労働による健康障害防止対策要領」により、産業医面談制度について、所属職員へ周知する。

議題：ストレスチェック制度の実施状況の点検・確認と改善事項について

審議内容・決定事項等

- ストレスチェック制度の実施状況（ストレスチェック受検者数、医師による面接指導受検者数）を確認。
- ストレスチェック制度の改善事項について協議。

【産業医からのアドバイス】

- ストレスチェックの未受検者が〇〇人いたので、次年度のストレスチェック制度の実施に当たっては、その有用性について、改めて職員に周知し、対象となる職員全てが受検するよう努めてほしい。

次回開催予定	平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時〇〇分から【会場は、〇〇教室】

産業医・健康管理医

職場において労働者の健康管理等を効果的に行うためには、医学に関する専門的な知識が不可欠なことから、職員50人以上の学校においては、産業医を選任し、職員の健康管理等を行わせなければならないこととなっています（北海道立学校職員安全衛生管理規程第8条）。

※　職員５０人未満の学校は、健康管理医を配置する（北海道立学校職員安全衛生管理規程第９条）。

〇産業医の要件

産業医となるための要件としては、医師であることに加え、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について、厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならないとされています（労働安全衛生法第13条第２項）。

具体的には、以下のとおり規定されています（労働安全衛生規則第１４条第２項）。

（1）厚生労働大臣が指定する者（日本医師会、産業医科大学）が行う研修を終了した者

（2）産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であってその大学が定める実習を履修した者

（3）労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生である者

（4）学校教育法による大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にあり、又はあった者

（5）前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

産業医が見つからないときは・・・
産業医を委嘱する場合は、原則として学校医から選任します（北海道立学校産業医設置要綱第５条）。
学校医から選任できない場合は、群市医師会の協力の下に選任してください。

〇産業医の職務（北海道立学校産業医設置要綱第４条）

産業医は、次に掲げる職務を行う。

（１）健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

（２）労働安全衛生法（昭和47年６月８日法律第57号）（以下「法」という。）第66条の８第１項に規定する面接指導及び法第66条の９に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

（３）作業環境の維持管理に関すること。

（４）作業の管理に関すること。

（５）前４号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。
（６）健康教育、健康相談その他職員の健康保持増進を図るための措置に関すること。
（７）衛生教育に関すること。
（８）職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
（９）原則として衛生委員会に出席すること。

２　産業医は、前項各号に掲げる事項について、校長に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し助言することができる。

３　産業医は、原則として毎月１回、職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのある時は、直ちに校長に対し、職員の健康障害を防止するため必要な事項を報告し、又は改善等の措置を講ずるよう意見を述べるものとする。

※　「産業医」に係る取扱いについて

４　「産業医」の職務について

（１）校長は、産業医の職務が円滑に行えるよう配慮すること。

（２）産業医の職務内容は、北海道立学校産業医設置要綱第４条に定める職務を遂行するが、特に次の点について留意願っている。

・産業医職務の（１）「健康診断の実施及び・・・・・・」とあるが、「健康診断の実施」の内容については、職員の定期健康診断時の立会を含んでいること。

（３）健康相談等の実施に当たっては、職員の意向を考慮すること。

〇健康管理医の職務（北海道立学校健康管理医設置要綱第４条）

健康管理医は、次に掲げる職務を行う。

（１）健康相談等学校職員の健康保持増進に関すること。

（２）学校職場の巡視による快適な職場環境の形成の促進に関すること。

※　「健康管理医」に係る取扱いについて

４　「健康管理医」の職務について

（１）職務内容は、健康相談のほか学校現場の巡視による快適な職場環境の形成の促進や健康の保持増進の講話などを考慮して行うこと。

（２）健康相談等の実施に当たっては、職員の意向を考慮すること。

（３）健康管理医は、原則として毎月１回以上、健康相談などを行うこととし、校長は、実施に当たって職務内容が円滑に行えるよう配慮すること。

産業医（健康管理医）が職務を行った場合は、産業医記録表を作成の上、校長に提出してください（北海道立学校産業医設置要綱第９条（北海道立学校健康管理医設置要綱第９条））。

※　５年間保存してください。